

資料 4 1 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（第 5 章第 6 節 7 関係）

恵庭市（以下「甲」という。）と民間福祉事業者（以下「乙」という。）は、恵庭市内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所では避難生活が困難と認められる者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、恵庭市内に地震、風水害、火山噴火、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）に、要援護者等が安心して避難生活を送ることができるよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 福祉避難所へ受け入れる対象者は、災害で被災した福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者とする。

（受入れ要請）

第 3 条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第 4 条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続）

第 5 条 第 3 条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) その他受入れに関し必要な情報

（経費の負担）

第 6 条 福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費は、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 前項による経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（対象者の移送）

第 7 条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。

（物資の提供等）

第 8 条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、受け入れた要援護者等に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（開設期間等）

第 9 条 福祉避難所の開設は、災害発生時から収容避難所が閉鎖するまでの期間を目途とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

2 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努

めるものとする。

（施設の修繕）

第10条 福祉避難所として使用した施設の修繕等については、その都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第11条 乙の職員が、この協定に基づき実施する業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、甲が負担するものとする。

2 乙の職員が、業務中に第三者に損害を与えた場合は、甲がその賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定によりがたいときは、その都度協議して定めるものとする。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要援護者等の個人情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月22日

甲 恵庭市京町1番地
恵庭市
恵庭市長 原 田 裕

乙 民間福祉事業者

※ 民間福祉事業者名は資料10を参照

資料 4 2 福祉避難所の開設及び運営における職員の協力に関する協定書（第 5 章第 6 節 7 関係）

恵庭市（以下「甲」という。）と民間福祉事業者（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の開設及び運営に関する職員の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、恵庭市内に地震、風水害、火山噴火、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）に、災害時要援護者への避難対策として、甲が設置する別表に規定する福祉避難所の開設及び運営に関し、乙の職員の派遣要請及びその手続について定めるものとする。

（協力の種類）

第 2 条 この協定に基づき実施する協力の内容は、次のとおりとする。ただし、甲は、乙の可能な範囲において協力を要請するものとする。

（1）福祉避難所の開設に関し必要な職員の派遣

ア 各収容避難所における避難者の状況把握に関する補助並びに指導及び助言

イ 福祉避難所の開設に関する指導及び助言

（2）福祉避難所の運営に関し必要な職員の派遣

ア 福祉避難所の運営に関する補助並びに指導及び助言

（3）前 2 号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（協力要請の手続）

第 3 条 甲は、協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、職員協力要請書（別記様式）に定める様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに別に定める様式により要請するものとする。

（1）前条各号に掲げる協력에要する職員の職種、人員等

（2）協力（派遣）期間

（3）協力（派遣）要請先施設名及び集合場所

（4）前 3 号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

第 4 条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、直ちに必要な協力を可能な範囲で実施するものとする。

2 乙は、甲から協力の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な協力を行うことができるものとする。

（連絡窓口）

第 5 条 甲及び乙は、必要な情報等を相互に提供することにより協力の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当者等を定めるものとする。

（協力経費の負担）

第 6 条 協력에要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 協力のため派遣された職員が、その業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、甲が負担するものとする。

2 協力のため派遣された職員が、業務中に第三者に損害を与えた場合は、甲がその賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定によりがたいときは、その都度協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、この協定に基づく協力を行った場合において知り得た情報を、甲の職員以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合、その都度協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月22日

甲 恵庭市京町1番地
恵庭市
恵庭市長 原 田 裕

乙 民間福祉事業者

※ 民間福祉事業者は資料10を参照

資料 4 3 緊急通行車両確認証明書（第 5 章第 9 節 3 関係）

(平 8 総 府令)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番 号 標 に 表 示 されている 番 号		
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車 両にあっては、輸送 人 員 又 は 品 名)		
使用者	住 所	() 局
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 過	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料 4 4 緊急通行車両標章（第 5 章第 9 節 3 関係）

登録 (車両) 番号

緊急

有効期限 年 月 日

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録 (車両) 番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料４５ 公用車両保有状況調（第５章第１０節２関係）

（令和７年１２月１日現在）

区 分	所 管	車 種 別 保 有 状 況						計
		乗用車	ライトバン	トラック (小型、普通、ダンプ)	バ ス	軽自動車	その他	
専用車	総 務 部	3						3
配 属 車 特 殊 業 務 車	総 務 部	1						1
	生 活 環 境 部	2	1	1	6	4	3	17
	保 健 福 祉 部				1	1	3	5
	子 ども 未 来 部							0
	経 済 部	2		6			2	10
	建 設 部	2	1	9		4	13	29
	教 育 部		1		3			4
	消 防 部		1				22	23
企 業 用	水 道 部		2	1		4	1	8
共 用 車	総 務 部	1	5	1		8		15
小 計		11	11	18	10	21	44	115
借 上 車	総 務 部					6		6
	企 画 部					2		2
	消 防 部					1	1	2
	生 活 環 境 部					4		4
	保 健 福 祉 部					13		13
	子 ども 未 来 部					6		6
	経 済 部					7		7
	建 設 部	1				8		9
	水 道 部	1				2		3
	教 育 部					7		7
小 計		2				56	1	59
合 計		13	11	18	10	77	45	174

注）・その他の車輛は消防車、救急車、除雪車、グレーダー、トラクター、ブルドーザー、スノーモービル、道路パトロール車、フォークリフト、オートバイ

資料 4 6 災害時における飲料水及び消防用水の供給に関する協定（第 5 章第 1 2 節 3 関係）

恵庭市（以下「甲」という。）とサッポロビール株式会社北海道工場（以下「乙」という。）は、災害時における応急飲料水及び消火用水（以下「水」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、恵庭市内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害状況及び協力を要請する理由
- (2) 供給を必要とする水の量
- (3) 協力を必要とする期間及び時間
- (4) その他必要な事項

（協力）

第 3 条 乙は、前条により甲から水供給の要請を受けたときは、水の供給に積極的に協力するものとする。

（結果報告）

第 4 条 乙は、災害時の水供給活動が終了したときは、当該水供給活動等に係る次に掲げる事項について、実施結果報告書により速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 協力した水の種類及び数量
- (2) 協力した期間
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第 5 条 乙が協力に関して要した経費については、前条の実施結果報告書に基づき、甲、乙協議のうえ甲が負担するものとする。

（通知）

第 6 条 乙は、予め 1 日当たりの最大供給水量及び時間当たりの最大供給水量等を甲に通知しておくものとする。また、乙は、工場建設計画その他の理由により供給給水量に変更が生じた場合にも甲に通知するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成10年7月2日からその効力を発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関する事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成10年7月2日

甲 恵庭市京町1番地

恵庭市長 黒氏 博 実

乙 恵庭市戸磯542番地1号

サッポロビール北海道工場

理事工場長 田 中 一 男

資料 4 7 給水用資器材保有状況（第 5 章第 1 2 節 5 関係）

（令和 8 年 1 月 1 日現在）

資 器 材 名	数 量	保 有 先	備 考
応 急 給 水 車	1 台	有 明 資 材 ・ 給 水 車 車 庫	3,000ℓ
車 載 用 給 水 タ ン ク	1 ケ	有 明 資 材 ・ 給 水 車 車 庫	アルミ製 1000ℓ 蛇口取出付
〃	1 ケ	恵庭市第 2 庁舎車 庫（車両荷台）	アルミ製 1000ℓ 加圧エンジン付、蛇口セット
〃	2 ケ	有 明 資 材 ・ 給 水 車 車 庫	アルミ製 500ℓ 蛇口取出付
消 火 栓 用 給 水 栓	3 ケ	〃	蛇口 1 消火栓での応急給水
〃	4 ケ	〃	蛇口 2 消火栓での応急給水
ポ リ 袋	12,050 枚	〃	10ℓ
〃	2,600 枚	〃	6ℓ
給 水 ポ リ 袋	1,344 枚	基 地 ・ 防 災 課	20ℓ
ス ノ コ	6 ケ	有 明 資 材 ・ 給 水 車 車 庫	給水袋下汚れ防止用
カ ッ プ	20 ケ	〃	飲料用
消 火 栓 ホ ー ス (10m1本・5m1本)	2 本	〃	φ 40 接合金具共×2セット 給水タンクへ給水用
〃	1 本	恵庭市第 2 庁舎車 庫（車両荷台）	φ 65 給水タンクへ給水用
消 火 栓 ハ ン ド ル	8 ケ	有 明 資 材 ・ 給 水 車 車 庫	消火栓開閉
大型水槽付消防ポンプ自動車	1 台	消 防 署	10 t 生活用水
水槽付消防ポンプ自動車	3 台	〃	2 t、3 t、3.5t 各 1 台 生活用水

資料４８ 給配水施設の応急復旧工事業者名（第５章第１３節１関係）

業 者 名	所 在 地	電話番号
尾崎設備工業（株）	恵庭市駒場町６丁目１－３	３２－４４７７
(株)けいしん水道設備	〃 北柏木町３丁目１６９－３	３２－２７２１
坂口水道設備(株)	〃 漁町１丁目４－１	３４－１１３１
(株)島田工業	〃 戸磯５３６－１１	３３－１１７７
本多技建工業(株)	〃 有明町１丁目３－１	３２－２７５７
三共水道(株)	〃 住吉町１丁目４－８	２１－９９８０

断水時資材確保手配業者名

業 者 名	電 話 番 号	担 当 者
アクアパイプテック（株）	０１１－６７６－６２２７	不断水バルブ設置、配管資材
コスモ工機（株）	０１１－７３１－３９１１	〃

資料 4 9 災害時における恵庭市水道協会の協力に関する協定（第 5 章第 1 3 節 1 関係）

恵庭市（以下「甲」という。）と恵庭市水道協会（以下「乙」という。）は、災害時における配水管及び給水管復旧工事（以下「水道管復旧工事」という。）、仮設水道管設置工事の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が行う水道管復旧工事及び仮設水道管設置工事に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第 2 条 甲は、恵庭市内に災害が発生し、次の事項について必要な生じた場合は、乙に協力を要請することができる。

- (1) 水道管復旧工事に必要な人員の派遣及び資機材、車両等の提供
- (2) 仮設水道管設置工事に必要な人員の派遣及び資機材、車両等の提供
- (3) 前各号に定めるほか、支援、協力できる事項

（協力要請手続）

第 3 条 甲は、前条の要請をする場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 協力を必要とする期間
- (3) 人員の派遣協力を要請する場合にあつては、人数及び業務内容
- (4) 資機材、車両等の協力を要請する場合にあつては、種類、品名及び数量等
- (5) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第 4 条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事情のない限り他の業務に優先して当該要請に応じるものとする。

（協力のため派遣された協会員の指揮）

第 5 条 協力のため派遣された協会員は、原則として甲の災害対策本部・水道対策部の指揮の下に活動するものとする。

（結果報告）

第 6 条 乙は、災害時の協力活動が終了したときは、当該協力活動等に係る次に掲げる事項について、実施結果報告書により速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 出動した時間
- (2) 出動した場所及び人員
- (3) 使用した資機材、車両等の種類、数量等
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 7 条 乙が協力に関して要した経費については、前条の実施結果報告書に基づき、甲、乙協議のうえ甲が負担するものとする。

（協力体制）

第8条 乙は、災害時における協力体制を整えるとともに、毎年4月に人員の編成及び車両等について甲に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関する事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成10年7月17日からその効力を発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続するものとする。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成10年7月17日

甲 恵庭市京町1番地

恵庭市長 黒 氏 博 実

乙 恵庭市漁町107番地

恵庭市水道協会

会 長 坂 口 巖

(様式1)

水道管復旧工事及び仮設水道管設置工事要請書

恵総基 第 号
平成 年 月 日

恵庭市水道協会
会長

様

恵庭市長

「災害時における恵庭市水道協会の協力に関する協定」に基づき、次により水道管復旧工事及び仮設給水工事の協力を要請します。

記

1 要請事項

(1) 災害の状況及び協力を要請する理由

(2) 協力を必要とする期間

(3) 協力を要請する人数及び業務内容

- ・人数 人
- ・業務内容

(4) 協力を要請する資機材及び車両

	種 類 ・ 品 名 等	仕 様 ・ 寸 法	数 量
資 機 材			
車 両			

(5) その他必要な事項

(様式2)

水道管復旧工事及び仮設水道管設置工事協力実施結果報告書

平成 年 月 日

恵庭市長 様

恵庭市水道協会
会 長

平成 年 月 日付恵総総第 号の要請書に基づき、次のとおり協力したので報告
します。

記

1 要請事項

(1) 出動した期間

(2) 出動した場所及び人員

(3) 使用した資機材、車両の種類、数量等

	種 類 ・ 品 名 等	仕 様 ・ 寸 法	数 量
資 機 材			
車 両			

(4) その他必要な事項

資料50 日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定

(第5章第13節1関係)

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会（以下「地区」という。）が、被災都市の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）から応援要請があった場合においても、地区の長（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力することとする。

(応援要請の手順)

第3条 応援要請の手順は、次の各号による。

- (1) 各会員は、その属する区長都市へ応援を要請する。
- (2) 区長都市は、地区管内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地方支部へ応援を要請する。

(応援要請内容)

第4条 応援要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

第5条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第6条 応援要請を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか、野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。

3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第7条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要請の宿泊施設及び応援車

両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第9条 会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定(平成11年1月1日締結)は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書25通を作成し、地区会員が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年8月1日

資料5 1 災害時における物資の供給等に関する協定（第5章第15節3関係）

恵庭市（以下「甲」という。）と札幌地方石油業協同組合恵庭支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資（以下「物資」という。）の供給等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、火山噴火、大火災等の大規模災害が発生し、または発生するおそれ（以下「災害時」という。）がある場合に、甲が、被災者に対して、より速やか、かつ、円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要になった場合は、別記様式1により、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合であって、文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による甲の申請があったときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに、保有商品の供給及び運搬を行うものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段、輸送経路等について、支障をきたさぬよう、日頃から点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資）

第3条 物資の種類は、次のとおりとし、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（1） ガソリン

（2） 軽油

（3） 灯油

（4） 重油

（引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議し決定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（車両優先通行の確保）

第5条 甲は、災害時において、乙が物資を配送及び供給する車両を優先する車両として通行できるよう配慮するものとする。

（価格の決定）

第6条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（代金の支払い）

第7条 乙は、物資の供給及び運搬を終了した後、費用を甲に一括請求するものとする。

2 甲は、最初に物資を受理した日から2ヶ月以内に乙へ支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第8条 乙は、物資供給者等との間での連携を強化し、災害時における迅速、かつ、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の提供）

第9条 乙は、甲に対し別表に掲げる物資の在庫保有量及び調達見通しについて、甲の求めに応じ、情報を提供するよう努めるものとする。

2 甲は、災害時における乙の物資運搬のための必要な緊急輸送路の状況等その他の情報提供を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、調印の日から起算して一年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成20年 7月 17日

甲 恵庭市京町1番地
恵庭市長 中 島 興 世

乙 恵庭市和光町1丁目8番23号
札幌地方石油業協同組合恵庭支部
支部長 渡 邊 和 春

別記様式 1

平成 年 月 日

注 文 書

様

恵庭市京町 1 番地
恵庭市長

恵庭市における災害時の消費生活の安定及び応急生活物資の供給に関する協定に基づき、次のとおり物資の供給を要請いたします。

品 名	規 格	数 量	単 位	引渡し場所	備 考
納入希望日	年 月 日 時				
注文担当部課					
担当職・氏名	職		氏名		

資料5 2 災害時における救援物資の提供に関する協定書（第5章第15節3関係）

恵庭市（以下「甲」という。）と東網商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、救援物資の提供について次の内容により協力するものとする。

- (1) プロパンガス、重油、灯油、石油等の優先的提供
- (2) その他救援物資等の優先的提供

2 乙は、甲から要請があった場合には、可能な範囲で協力するものとする。ただし、道路不通及び停電等により支障が生じたときは、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲が乙に対して行う協力の要請は、災害時における救援物資提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合において、救援物資を提供したときは、甲に対し、災害時における救援物資供給報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が行う救援物資の提供に要する経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲と乙の間において別途協議して決定するものとする。

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日1か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議して定める。

2 この協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙が誠意をもって協議し、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年2月1日

甲 恵庭市京町1番地
恵庭市
恵庭市長 原 田 裕

乙 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目13番7号
東綱商事株式会社
代表取締役社長 田 中 亮 一

年 月 日

東網商事株式会社恵庭営業所長 様

恵庭市長 ⑩

災害時における救援物資提供要請書

標記につきまして、災害時における救援物資の提供に関する協定に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1. 要請物資の品名・数量等

品 名	規格・内容	数 量	備 考

2. 引渡場所

名 称	
住 所	
電 話	

3. 引受け責任者（職氏名）

（職） _____ （氏名） _____

4. 引受け希望日時

_____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日） _____ 午前・午後 _____ 時頃

以 上

年 月 日

恵庭市長 様

東網商事株式会社
恵庭営業所長 ⑩

災害時における救援物資供給報告書

標記について、貴市からの「災害時における救援物資提供要請書」に基づき、下記のとおり供給したので報告いたします。

記

1. 供給物資の品名・数量等

品 名	規格・内容	数 量	備 考

2. 引渡場所

名 称	
住 所	

3. 引渡責任者（職氏名）

（職） _____ （氏名） _____

4. 引渡日時

_____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日） 午前・午後 _____ 時頃

資料53 災害等の発生時における恵庭市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定（第5章第15節3関係）

恵庭市（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、恵庭市の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する恵庭市災害対策本部、恵庭市国民保護対策本部にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(緊急用LPガス等の供給)

第10条 甲の要請によるLPガス等の供給は、平成22年11月1日締結の「災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書（恵庭市及び社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部）」に準じて行うものとする。

(防災意識の向上等)

第11条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成22年11月1日

甲 恵庭市京町1番地
恵庭市長 原 田 裕

乙 札幌市白石区中央3条3丁目1番40号
北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部
現地本部長 阿 波 嘉 克

資料5 4 災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書（第5章第15節3関係）

恵庭市（以下「甲」という。）と社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、恵庭市の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行うLPガス等の供給の確保を図るため、乙が行う協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、LPガス等の供給の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対して、その供給が円滑、適正に行われるよう要請することができる。

2 前項の規定に基づき甲が行う要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（協力の範囲）

第4条 甲が乙に供給の確保を要請するLPガス等は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

（1）LPガス

（2）簡易コンロその他LPガスの供給に必要となる物資・器具

運搬）

第5条 LPガス等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は必要に応じ乙に運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第6条 この協定に基づく物資の引渡しは、甲の指定する場所において行うものとする。この場合、甲は指定する場所へ職員を派遣し、乙から供給される物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙がこの協定に基づく協力のために要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時等の直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第8条 前条に規定する経費は、乙がLPガス等の供給を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡）

第10条 甲と乙は、災害時等に支障をきたさないよう、定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

（協議）

第 11 条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 22 年 11 月 1 日

甲 恵庭市京町 1 番地
恵庭市長 原 田 裕

乙 札幌市白石区中央 3 条 3 丁目 1 番 40 号
社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部
代表者 支部長 阿 波 嘉 克

資料55 災害時の医療救護活動に関する協定（第5章第18節2関係）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、恵庭市（以下「甲」という。）と社団法人恵庭市医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、恵庭市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、恵庭市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定しこれを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が災害現場、避難所等に設置する救護所等において医療活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡確認及び死体の検索

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動にかかる連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療品の補給等）

第6条 甲は、医療品及び衛生材料の補給、救護班の移送及び通信の確保等の医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所等における医療救護活動による医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(北海道医師会との調整)

第 10 条 甲は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく医療救護活動が、本協定に準じ、北海道医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による医療救護活動が円滑に実施されるよう、北海道医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第 11 条 この協定の履行に必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 12 条 この協定の履行に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、平成 9 年 4 月 1 日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日前 30 日までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は当該機関満了の日の翌日から 1 ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。この協定を証するため、本書を 2 通作成し甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 9 年 3 月 31 日

(甲) 恵庭市長 黒氏 博実

(乙) 恵庭市恵み野北 3 丁目 1 番 1

社団法人恵庭市医師会

会 長 尾 形 脩

災害時の医療救護活動に関する協定細則

平成 9 年 4 月 1 日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定という。」第 11 条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第 1 条 社団法人恵庭市医師会（以下「乙」という。）が、協定第 2 条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動の修了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第 1 号様式）、「医療救護班員名簿」（第 2 号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第 3 号様式）を取りまとめ、恵庭市（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第 2 条 乙は、協定第 2 条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、「事故報告書」（第 4 号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 協定第 9 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第 5 号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定第 9 条第 3 号に規定する費用については、「扶助金支給申請書」（第 6 号様式）により、甲に申請するものとする。

（費用弁償の額）

第 4 条 協定第 9 条第 1 号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第 9 条第 2 号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第 9 条第 3 号に規定する扶助金は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年北海道条例第 1 号）に定めるところによるものとする。

（支払）

第 5 条 甲は、協定に基づく請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに事務処理を行い乙に対し支払うものとする。

別表（協定細則第 4 条第 1 項）

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医 師 看 護 婦	災害救助法施行細則（昭和 31 年北海道規則第 142 号）別表第 2 に定める額		
補助職員	看護婦の日当の 2 分の 1 の額(100 円未満の額は 切り捨て)	一般職の道職員の行政 職給与表による 2 級の職 務にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間 外勤務手当支給の例によ る額

(第1号様式)

医療救護活動報告書

* 活動場所毎に作成

班 名		医療救護 活動場所	
-----	--	--------------	--

被災場所	活 動 状 況	備 考
	月 日 時 分 ～ 時 分	
	取扱全件数 ・ 件	
	移送件数 ・ 件	
	死体検案数 ・ 件	
	月 日 時 分 ～ 時 分	
	取扱全件数 ・ 件	
	移送件数 ・ 件	
	死体検案数 ・ 件	
	月 日 時 分 ～ 時 分	
	取扱全件数 ・ 件	
	移送件数 ・ 件	
	死体検案数 ・ 件	

医療救護班員名簿

* 枚の内の

班名	職名	氏 名	所 属	住 所	従事期間
					～ 日間
					～ 日間
					～ 日間
					～ 日間
					～ 日間
					～ 日間
					～ 日間
					～ 日間
					～ 日間
					～ 日間

(第3号様式)

医薬品等使用報告書

班 名				
品 名	規 格	数 量	薬 品 基 準	
			単 価	金 額

(第4号様式)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、
別紙のとおり事故が発生したので報告します。

平成 年 月 日

恵庭市長 様

恵庭市恵み野北3丁目1番1

社会法人恵庭市医師会

会 長

(第4号様式・別紙)

事 故 者 概 要

氏 名				性 別	男・女	年 齢	歳
住 所							
職 種		班名		勤務先			
事 故 内 容				程 度	重傷・中等症・軽傷・死亡		
外来・入院（ 月 日）		診療（入院）機関					
受傷（発病）日時		平成 年 月 日 時 分					
受傷（発病）場所							
死 亡 原 因							
死 亡 日 時							
死 亡 場 所							
受傷（発病） 死亡時の状況							

(第5号様式)

費用弁償請求書

平成 年 月 日

恵庭市長 様

恵庭市恵み野北3丁目1番1
社会法人恵庭市医師会
会 長

次の金額を請求します。

			,			,		円
--	--	--	---	--	--	---	--	---

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償として。

(別紙請求明細書を添付)

(第 6 号様式)

扶助金支給申請書

平成 年 月 日

恵庭市長 様

恵庭市恵み野北 3 丁目 1 番 1

社会法人恵庭市医師会

会 長

災害時の医療救護活動に関する協定第 9 条第 3 号の規定による扶助金を支給されたく、関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病又は死亡した者の状況	氏 名	性別		生年 月 日	年 月 日生	
	住 所					
	職 種		勤務先		救 護 班名	
	傷病名			受傷の日	年 月 日	
	死 因			死亡の日	年 月 日	
障害級別		療養開始日	年 月 日	治癒日	年 月 日	
休業日数 平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの 日間						
休業期間中における業務上の収入の有無						
扶助金支給基礎額						
市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年北海道条例第 1 号） 第 4 条第 号に該当						
扶助金支給申請額						
備 考						

(第6号様式)に添付すべき書類

- 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類(事業主等責任ある者の証明)を添付する。
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付する。
- 3 休業扶助金申請の場合は、医師の診断書(休業が必要と認められる期間の記載があるもの)及び事業主の証明を添付する。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付する。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付する。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付する。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付する。

資料56 災害時における歯科医療救護活動に関する協定（第5章第18節2関係）

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、恵庭市（以下「甲」という。）と社団法人千歳歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、恵庭市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護部隊の派遣）

第2条 甲は、恵庭市地域防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場などに設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療活動に係る連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療施設の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、患者負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、医療費を患者負担とすることが困難な事態又は支払不能の事態が生じ、収容医療機関に損害を与えると判断したときは、甲は乙と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 全各号に定めるもののほか、この協定実施のため要した経費

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

平成14年4月1日

甲 恵庭市京町1番地

恵庭市長 黒 氏 博 実

乙 恵庭市泉町24番地の1

社団法人 千歳歯科医師会
会 長 赤 堀 汎 昌

災害時における歯科医療救護活動に関する協定実施細則

平成 14 年 4 月 1 日付けで締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第 10 条に基づく細則は、次のとおりとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第 1 条 千歳歯科医師会（以下「乙」という。）が、協定第 2 条の規定により救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに救護班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（第 1 号様式）、「班員名簿」（第 2 号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第 3 号様式）を取りまとめ、恵庭市（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第 2 条 乙は、協定第 2 条に基づく歯科医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第 4 号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第 3 条 協定第 9 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ、「費用弁償報告書」（第 5 号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定第 9 条第 3 号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第 6 号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第 4 条 協定第 9 条第 1 号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第 9 条第 2 号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第 9 条第 3 号に規定する扶助金は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年北海道市町村総合事務組合条例第 1 号）に定めるところによる。

4 協定第 9 条第 4 号に規定する費用弁償の額は、（同条例第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当しない費用であって、）この協定実施のために要した経費とする。

（支払）

第 5 条 甲は、前 2 条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

附則

この附則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

別表

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
歯 科 医 師	災害救助法施工細則（昭和 31 年北海道規則第 142 号）別表第 2 に定める額に準じた額とする。	恵庭市職員の旅費に関する条例（昭和 31 年条例第 10 号）別表中の 2、1 級の職務にある者の項に定める額とする。	恵庭市職員の臨時的任用に関する規定（平成 5 年訓令第 2 号）の規定の例による。
歯 科 技 工 士 歯 科 衛 生 士	災害救助法施工細則（昭和 31 年北海道規則第 142 号）別表第 2 に定める保健師、助産師及び看護師の職務にあたる者の相当額に準じた額とする。		
補 助 職 員	歯科技工士・歯科衛生士の日当の 1/2（100 円未満切捨）		

歯科医療救護活動報告書

班 名	災害発生場所	歯科医療救護活動場所	活 動 状 況	備 考
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	

第 2 号様式

医療救護班員名

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所	従 事 期 間

事故報告書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける災害時の歯科医療活動において、別紙のとおり事故・傷病・死亡者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

恵庭市長 様

住 所

氏 名

印

事 故 傷 病 者 概 要 死 亡

氏 名				性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
住 所							
職 種		勤 務 先		救 護 班 名			
傷 病 名			程 度	重 症 ・ 中等症 ・ 軽 症			
外来 ・ 入院 (月 日)		医 療 機 関 名					
発 症 (発 病) 日 時							
発 症 (発 病) 場 所							
死 亡 原 因							
死 亡 日 時							
死 亡 場 所							
受傷 ・ 発病死 亡時の状況							

費用弁償請求書

平成 年 月 日

恵庭市長 様

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の歯科医療活動にかかる費用弁償として

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

扶助金支給申請書

平成 年 月 日

恵庭市長 様

住 所
氏 名 印

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第 9 条第 3 号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡し た者の状況	氏 名			性別	男・女	生年月日		
	住 所							
	職 種		勤務先			所属医療救護班名		
	傷 病 名				受傷（発病）年月日			
	死 亡 原 因				死亡年月日			
障 害 級 別		療養開始年月日			治療年月日			
休 業 日 数	年 月 日から 年 月 日まで 日間				休業期間中における業務上の収入の有無		有 ・ 無	
扶助金支給基礎額	北海道災害応急措置業務従事者の災害補償に関する条例第 3 条第 2 項第()号該当							
扶 助 金 支 給 申 請 書								
備 考								

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明あるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載あるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を附した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

資料５７ 市内医療機関一覧表（第５章第１８節３関係）

（令和７年１月１日現在）

医 療 機 関 名	代表者名	所 在 地	電 話	診 療 科 目
恵み野病院	三浦 洋輔	恵み野西２－３－５	３６－７５５５	内・呼・消・循・小・外・整・脳・皮・泌・麻・心外・形・呼外・糖内・リハ・放・耳
恵庭第一病院	高坂 研一	福住町１－６－６	３４－１１５５	内・呼・消・外・整形・泌・脳・循・人工・リハ・こう門・血内・腫内・脳外
我汝会えにわ病院	百町 貴彦	黄金中央２－１－１	３３－２３３３	内・整・麻・循・リハ
恵庭南病院	島田 道朗	住吉町２－４－１４	３２－３８５０	内・呼・消・外・リハ・糖尿・代謝内科・内分泌内科
本田記念病院	本田 稔	下島松６１９－１	３６－７１１１	精神・神内・心内
島松病院	小野澤 淳	西島松５７０	３６－５１８１	精神・神経・内
尾形病院	尾形 昭彦	島松仲町１－４－１１	３７－３７３７	外・内・消
恵み野駅北クリニック	岡田 宏満	恵み野西６－２０－１	３７－１４１４	内
産婦人科・小児科クリニック「リブ」	菊川 美一	住吉町１－８－１０	３２－０１８１	産婦・小
恵庭みどりのクリニック	西部 正泰	緑町１－５－３	３２－６７６６	内・外・肛・リハ・循・消・心外・形
恵み野耳鼻咽喉科クリニック	工藤 仁美	恵み野西２－２－１６	３６－１０００	耳鼻・アレ
恵庭市夜間急病診療所	島田 直樹	緑町２－１－１	２５－５８９１	内・小
恵み野皮膚科クリニック	小玉 和郎	恵み野西６－２１－１	３７－３１１１	皮
恵み野病院附属恵庭クリニック	岡村 廉晴	黄金南４－１－１	３３－００１１	内・泌
高橋耳鼻咽喉科	高橋 国広	栄恵町１２６	３４－３３８７	耳鼻・アレ
恵み野内科循環器クリニック	鎌田 佑介	恵み野北３－１－１	３７－４６４６	内・循
石川こどもクリニック	石川 順一	漁町４５	３４－３３３５	小
福原医院	福原 育夫	島松東町３－１－１５	３６－８０２９	内・小・消
小池内科外科クリニック	小池 英明	大町３－２－１３	３２－３５６５	内・外・循
めぐみの眼科	加藤 英夫	中島町５－８－１	３２－８８８１	眼
なかじま耳鼻科クリニック	中島 築	相生町２－３－２２	３９－３３８７	耳鼻・アレ
つつみ整形外科クリニック	堤 正樹	有明町３－１－６	３３－７７２２	整形・リハ
こがね循環器内科医院	今村 英一郎	黄金中央１－１３－５	３５－１２００	循・内・呼・消
緩和ケアクリニック・恵庭	柴田 岳三	白樺町３丁目２２－１・２３－１	３５－３３００	内・緩和ケア内
ラ・デュースクリニック	宮脇 寛海	恵み野西５－３－１	３７－６０５０	内
くどう内科循環器内科クリニック	工藤 敏行	白樺町１－１－２	３５－１８００	内・循

医 療 機 関 名	代表者名	所 在 地	電 話	診 療 科 目
カリンバこどもクリニック	本間 靖啓	黄金南5-3-8	39-3900	小・アレ
たかはしかえ内科・循環器 クリニック	高橋 嘉枝	恵み野里美1-1-5	33-8800	内・循内
えにわ内科・消化器内科 クリニック	千坂 賢次	柏陽町3-29-10	35-3577	内・消・内視鏡内科
いとう整形外科	糸賀 英也	恵み野里美1-1-4	35-2600	整・リハ
えにわ眼科	竹森 智章	相生町1-8-1	32-6666	眼
恵庭ふじたクリニック	藤田 弘之	黄金中央1-4-3	29-7037	消内・整
ひまわり皮ふ科形成外科 クリニック	須田 徹也	栄恵町125	35-3337	皮・形
恵庭駅皮膚科クリニック	加藤 一郎	相生町1-8-1	35-1112	皮
おおた整形外科クリニック	太田 博史	恵み野西2-2-14	25-8037	整・リハ

資料５８ 市内歯科医療機関一覧表（第５章第１８節３関係）

（令和７年１月１日現在）

医 療 機 関 名	代表者名	所 在 地	電 話	診 療 科 目
めぐみの歯科	鈴木 毅	恵み野西２－２－２	36－8841	歯科・小歯・矯正
前島歯科医院	前島 道生	駒場町１－６－２０	33－8811	歯科
りゅうデンタルクリニック	山本 孝之	中島町６－１－１５	33－2993	歯科・矯正・小歯・歯外
ニシヤデンタルクリニック	西谷 恭平	有明町５－１２－１１	34－1182	歯科・小歯・歯外
すずらん歯科クリニック	八重樫 聡	相生町１－８－１	32－3711	歯科・小歯・矯正・歯外
清水デンタルクリニック	清水 将樹	栄恵町１１６－１	33－8711	歯科
石澤歯科医院	石澤 豊	島松本町１－７－１０	36－8319	歯科
いながき歯科	稲垣 宏之	柏陽町３－１８－１０	33－1180	歯科
たて歯科クリニック	楯 道秀	新町１－１	34－0118	歯科
アイボリー歯科	村松 宏之	島松東町１－１－１	36－2277	歯科
すぎえ歯科	杉江 豊文	恵み野西１－８	37－3030	歯科・小歯
小泉歯科医院	小泉 倫弥	文京町３－１－６	34－6833	歯科・小歯
ひらなか歯科医院	平中 良治	漁町１０１	32－7066	歯科
青山歯科	青山 康彦	島松本町 3-16-27	37－3118	歯科
清水歯科医院	清水翔太	島松仲町２－１１－１	36－8512	歯科
あさの歯科医院	浅野 元広	恵み野西６－２２－２	37－3333	歯科・小歯
澤田歯科医院	澤田 隆郎	漁町２４	33－4697	歯科
ライオン歯科クリニック	土肥 和成	恵み野西１－８－２	39－7111	歯科・小歯・矯正・歯外
アイビグ歯科クリニック	藤原 寛	本町２１０ビックハウス内	39－2777	歯科・小歯・歯外
高松歯科	高松 新司	恵み野西６－２２－６	37－2050	歯科・小歯・矯正
みと歯科クリニック	水戸 光則	緑町２－３－１	32－3508	歯科
まきば歯科	清水 嘉彦	美咲野２－３－６	34－1184	歯科・小歯
かたぎり歯科	片桐 久	黄金南６－９－７	21－8981	歯科・小歯・歯外
おおまちデンタルオフィス	小西 美貝	大町３－４－１	32－6480	歯科・小歯
こがね歯科クリニック	進藤 勝久	黄金中央３－６－７	32－8148	歯科・小歯
紺藤歯科	紺藤 崇	黄金中央２－１－７	35－5511	歯科・小歯・矯正・歯外
ふぁみーゆデンタルクリニック	坂本 篤嗣	黄金南７－９－９	33－9944	歯科・小歯・歯外
井口歯科クリニック	井口 正晶	白樺町１－１－６	21－8841	歯科・小歯・歯外
かわこし歯科クリニック	川越俊太郎	柏陽町３－１－３	29－4182	歯科・小歯・矯正・歯外
ガーデン歯科	高田 敏寿	恵み野北６－１－５６	39－7770	歯科・小歯・歯外

医 療 機 関 名	代表者名	所 在 地	電 話	診 療 科 目
恵み野ファミリー歯科	福屋 秀和	恵み野里美2-15	29-4618	歯・小歯・矯歯・歯外
スマイルデンタルクリニック恵庭	福本 真大	和光町2-2-12	32-8888	歯・小歯
加藤歯科医院	加藤 直樹	恵み野西1-24-1	25-8009	歯・小歯
玉川デンタルクリニック	玉川 博貴	黄金南3-17-5	33-3333	歯・小歯・矯歯・歯外
訪問歯科オフィス ラ・ヴィ	佐竹 英樹	島松本町 2-17-10	21-9417	歯

資料５９ し尿運搬車等（第５章第２０節２関係）

（令和４年２月１日現在）

車 両 番 号	種 別	所 属	車載量（ℓ）
札幌８０１た５６７８	バ キ ュ ー ム 車	恵 庭 清 掃 社	3,600
札幌８８か３０１２	〃	〃	9,700
札幌８３０あ９８４	〃	〃	4,500

資料６０ ごみ運搬車等（第５章第２０節２関係）

（令和７年１月１日現在）

車 両 番 号	種 別	所 属	車載量（kg）
札幌８００は４３２９	パ ッ カ ー 車	恵庭環境保全事業協同組合	6,000
札幌８００は６３７６	〃	〃	5,200
札幌８００は４２６０	〃	〃	6,100
札幌８００は４３３０	〃	〃	6,000
札幌８００は５２５１	〃	〃	5,100
札幌８００は４８２４	〃	〃	5,300
札幌８００は５４４７	〃	〃	5,300
札幌８００は５３３７	〃	〃	5,200
札幌８００は６３９５	〃	〃	5,200
札幌８００は３９８０	〃	〃	6,000
札幌８００は６１７７	〃	〃	5,200
札幌８３０ね７２０	〃	恵 庭 清 掃 社	5,800
札幌８３０た７２３	〃	〃	5,200
札幌８３０た７２１	〃	〃	5,900
札幌８３０て７２０	〃	〃	6,000
札幌８３０と７２０	〃	〃	6,000
札幌８３０の７２０	〃	〃	5,900
札幌８００す６７７２	〃	〃	1,900
札幌８００は５８２６	〃	〃	4,250
札幌１３０ひ７２４	キャブオーバー	〃	2,000
札幌１００な２５２８	〃	〃	2,000
札幌４８３ふ７２０	〃	〃	350

車 両 番 号	種 別	所 属	車載量 (kg) .
札 幌 4 8 3 て 3 3 7 7	〃	〃	350
札 幌 1 3 0 つ 7 2 5	ダ ン プ	〃	2,150
札 幌 4 8 0 せ 7 9 7 1	〃	恵庭環境保全事業協同組合	350
札 幌 4 8 0 て 6 9 7 9	〃	〃	350
札 幌 4 8 0 ち 4 8 1 0	〃	〃	350
札 幌 1 0 0 て 6 8 9 6	普 通 貨 物	〃	2,000
札 幌 4 0 0 ま 3 9 7 5	キ ャ ブ オ ー バ ー	シルバー人材センター	1,300
札 幌 4 0 0 め 2 4 3 8	〃	〃	1,350
札 幌 4 0 0 め 1 8 9 5	〃	〃	1,350
札 幌 4 0 0 む 6 1 8 0	〃	〃	1,250
札 幌 4 0 0 み 5 0 4	〃	〃	2,000
札 幌 4 0 0 み 1 2 6 7	〃	〃	1,150
札 幌 4 0 0 も 3 7 6 4	〃	〃	1,350
札 幌 4 0 0 も 3 7 6 5	〃	〃	1,350
札 幌 4 0 0 め 7 1 2 8	〃	〃	1,350

資料 6 1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（第 5 章第 2 3 節 6 関係）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、北海道（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅をいう。

（所要の手續）

第 3 条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要な事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協力）

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんを行う等可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第 5 条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第 6 条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設修了後検査を行い、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第 7 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては北海道住宅都市部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

（報告）

第 8 条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年 1 回甲に報告するものとする。ただし、甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第 9 条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適用）

第 11 条 この協定は、平成 8 年 11 月 1 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成 8 年 11 月 1 日

甲 北 海 道

北海道知事

乙 東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 2 番 6 号

東京倶楽部ビル

社団法人プレハブ建築協会

会 長

資料 6 2 仮設住宅建設予定地（第 5 章第 2 3 節 6 関係）

No.	公 園 名	地 名	建設可能用地 (㎡)
①	かつら公園	島松本町3丁目447	600.00
②	しままつ公園	島松寿町1丁目21	1,600.00
③	恵み野中央公園	恵み野西5丁目11	2,900.00
④	かえで公園	北柏木町3丁目29	500.00
⑤	中島公園	中島町3丁目1-1, 2, 3	2,400.00
⑥	もいざり公園	大町2丁目235	400.00
⑦	さかえ公園	漁町41	636.00
⑧	恵庭公園	駒場町4丁目900-1, 901-1	2,400.00
⑨	わこう公園	和光町1丁目68	1,100.00
⑩	けいほく公園	幸町2丁目414-28	1,200.00
⑪	かしわぎ公園	柏陽町4丁目12	1,500.00
⑫	ありあけ公園	有明町5丁目755	700.00
⑬	こまば公園	駒場町1丁目323	6,700.00
⑭	桜町多目的広場	桜町4丁目73-1	13,000.00
⑮	恵庭公園ふるさと公園	黄金中央4丁目2	11,361.00

資料 6 3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定（第 5 章第 30 節 5 関係）

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合。
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

以下道内72市町等の長

資料 6 4 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(第 5 章第 3 0 節 5 関係)

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第18条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等（以下「救急患者の緊急搬送等」という。）についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送等に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

資料 6 5 災害時臨時ヘリポート位置図（第 5 章第 3 0 節 5 関係）



No.	施設名	所在地	有効広さ (m) (長辺)×(単辺)
1	わこう公園	和光町 1 丁目 4	90×90
2	恵庭小学校グラウンド	福住町 2 丁目 9	80×80
3	恵庭中学校グラウンド	文京町 3 丁目 5	80×130
4	中島公園	中島町 3 丁目 1	90×140
5	恵み野中央公園野球場	恵み野北 3 丁目 9	90×125
6	恵庭公園グラウンド	駒場町 4 丁目 900-1 外	100×150
7	柏陽中学校グラウンド	柏陽町 3 丁目 265	100×150
8	島松屋外運動場	南島松 406 番地 1	120×150
9	ルルマップ自然公園ふれらんど	西島松 275 番地	100×200
10	北恵庭駐屯地グラウンド	北柏木町 531 番地	100×50
11	漁川ダムヘリポート	盤尻	60×40

資料 6 6 災害時の連携に係る協定書（第 5 章第 3 1 節 5 関係）

恵庭市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第 7 師団第 7 2 戦車連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。）に際し、連携して迅速かつ円滑な応急対策活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（情報連絡に係る手段の確保及び体制の充実）

第 1 条 甲及び乙は、災害に係る情報の連絡及び共有を円滑にするため、複数の連絡手段を確保するとともに、平常時から情報連絡体制の充実を図るものとする。

（資料等の共有）

第 2 条 甲及び乙は、応急対策活動が円滑に行われるよう、災害に関する計画、災害応急対策資機材の保管状況等の関係資料を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を聴取するなど連携を図るものとする。

（防災訓練、会議等への参加等）

第 3 条 甲及び乙は、甲又は乙が主催する各種災害に係る防災訓練、会議等に積極的に参加するものとする。

2 甲及び乙は、防災訓練等の実施においては、実質的・効果的に行うとともに、検証等により必要に応じ災害に関する計画の見直しを行い、応急対策活動の体制整備等を図るものとする。

（災害対処時の連携）

第 4 条 甲は、災害の発生する恐れがある場合は、災害の予測及び災害対応の体制に係る状況等の情報について、乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により連絡を受けた乙は、必要に応じ、甲の設置する対策本部等に連絡幹部を派遣するものとする。

3 甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を必要とする場合は、あらかじめ乙に対し災害派遣要請に関する情報等の提供を行うものとする。

4 前項の規定により情報を受けた乙は、円滑に応急対策活動を実施できるよう、災害派遣準備等を行うものとする。

5 甲が、通信の途絶等により乙に対し第 1 項の規定による連絡を乙に実施できない場合は、乙の判断により連絡幹部を派遣する等、速やかに甲との連絡手段を確保するものとする。

（災害発生時における連絡調整所）

第 5 条 甲は、災害発生により自衛隊が災害派遣を行う場合は、情報等の共有を図り、災害派遣に係る各種活動を適切に行うため、乙が設置する連絡調整所を甲の庁舎、敷地内又は甲が指定する場所に設置できるよう配慮するものとする。

（活動拠点の設置）

第 6 条 甲は、乙が応急対策活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、場所、広さ等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

(費用弁償等)

第7条 北海道の災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 恵庭市地域防災計画で定めるほか、応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。

(1) 災害派遣部隊の糧食費、日被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費並びに記録に関する費用。

(2) 応急対策活動中に発生した賠償に係る費用

3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)によるほか、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協定の見直し)

第9条 本協定に追加及び修正する必要がある場合、甲乙が協議の上、逐次見直しをするものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了1か月前までに、甲又は乙いずれからも申し出がないときは、有効期間が満了する翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 恵庭市京町1番地
恵庭市
恵庭市長
原 田 裕

乙 恵庭市柏木町531番地
陸上自衛隊第7師団第72戦車連隊
連隊長
今 村 武

資料 6 7 災害時における北海道・市町村相互の応援に関する協定（第 5 章第 3 2 節 2 関係）

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項若しくは同法第 183 条において準用する第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前 2 項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第 8 条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前 2 項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第 9 条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第 7 条第 1 項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第 11 条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

平成 9 年 11 月 5 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 20 年 6 月 10 日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 新 宮 正 志

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
石 狩 支 庁	石狩支庁管内の市町村
渡 島 支 庁	渡島支庁管内の市町
檜 山 支 庁	檜山支庁管内の町
後 志 支 庁	後志支庁管内の市町村
空 知 支 庁	空知支庁管内の市町
上 川 支 庁	上川支庁管内の市町村
留 萌 支 庁	留萌支庁管内の市町村
宗 谷 支 庁	宗谷支庁管内の市町村
網 走 支 庁	網走支庁管内の市町村
胆 振 支 庁	胆振支庁管内の市町
日 高 支 庁	日高支庁管内の町
十 勝 支 庁	十勝支庁管内の市町村
釧 路 支 庁	釧路支庁管内の市町村
根 室 支 庁	根室支庁管内の市町

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（以下「協定」という。）第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資、当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費
- (5) 施設の提供、借上料
- (6) 協定第2条第6号に規定する事項その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付

するものとする。

平成 20 年 6 月 10 日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 新 宮 正 志

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

資料 6 8 姉妹都市災害相互協定（第 5 章第 3 2 節 1 関係）

姉妹都市である恵庭市と和木町は、災害発生に備えるとともに、いずれかの地域において災害が発生した場合に、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策にて相互に支援するため、次のとおり協定を締結する。

（事前措置）

第 1 条 いずれかの市町における被害の救済に備えるため、相互に次の措置を図る。

- （1） 電子計算機に入力されている重要な情報を退避処理したフロッピーディスク等を相互に交換し保管する。
- （2） 地域防災計画、管内地図その他必要な資料を相互に交換する

（支援の種類）

第 2 条 支援の種類は次に掲げるとおりとする。

- （1） 応急復旧活動等に必要の人員の派遣
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資器材及び物資の提供
- （3） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （4） 被災市町における行政事務の復旧にかかる支援
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（支援要請の手続き）

第 3 条 支援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を明記した文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には電話等により、支援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第 1 号に掲げる支援を要請する場合にあつては、人員役割及び人数
- （3） 前条第 2 号及び第 3 号に掲げる支援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （4） 支援場所及び支援場所への経費
- （5） 支援の機関
- （6） 前各号の掲げるもののほか、必要な事項

（支援のため派遣された人員の指揮）

第 4 条 支援のため派遣された人員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（支援経費の負担）

第 5 条 支援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。ただし、本協定の精神にてらし、支援を要請された市町（以下「支援市町」という。）も応分の費用を負担するものとする。

2 前項の負担の具体的な内容は、被災の程度、支援の実態等を考慮し、その都度両市町が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第 6 条 支援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疫病により死亡し、若しくは障害が残存する状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は支援市町が行うものとする。

2 支援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除く。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市町が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名押印の上、1通を保有する。

平成8年4月1日

恵庭市長 黒 氏 博 実

和木町長 藤 本 光 亮

資料 6 9 災害時相互応援に関する協定（第 5 章第 3 2 節 1 関係）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定の趣旨に基づき、苫小牧市、千歳市及び恵庭市（以下「提携都市」という。）に災害が発生した場合における相互応援について定めるものとする。

（応援）

第 2 条 この協定において「応援」とは、次に定める提供、派遣等の全部又は一部をいう。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供
- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 児童・生徒の受入れ
- (3) 被災者に対する住宅の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第 3 条 応援の要請は、次の事項を明らかにして、第 8 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣を必要とする職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第 5 項に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入れを必要とする児童、生徒の学年及び人数
- (5) 前条第 6 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、住宅の提供を必要とする被災者の世帯数及び人数
- (6) 前条第 7 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、その具体的内容
- (7) 応援場所及び応援場所への経路
- (8) 応援の期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第 4 条 応援を要請された場合は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第 5 条 応援のため派遣された職員は、原則として被災都市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第 6 条 応援に要する経費の負担区分は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 第 2 条第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に掲げる応援に要する経費については、原則として被災都市の負担とする。

(2) 第2条第4号に掲げる応援に要する経費については、応援都市の負担とする。

(3) 第2条第7号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議する。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災都市との連絡がとれない場合において、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 提携都市は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(連絡会の開催及び資料の交換)

第9条 提携都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年1回以上連絡会を開催し、地域防災計画その他参考資料の交換及び情報の提供を行うものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、提携都市が別に加入する「北海道広域消防相互応援協定」、「日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱」及びその他の協定を排除するものでない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までにいずれかからも申出がないときは、更に3年間延長し、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、提携都市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、各都市の市長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年5月29日

苫小牧市長 鳥越 忠行

千歳市長 東川 孝

恵庭市長 黒氏 博実

資料 7 0 恵庭市・藤枝市災害時相互応援協定（第 5 章第 3 2 節 1 関係）

北海道恵庭市と静岡県藤枝市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の災害、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）第 2 条第 1 号の原子力災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号）第 2 条第 4 項の武力攻撃災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、都市相互間の友愛精神に基づき、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の提供
- (3) 被災児童・生徒の受入
- (4) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (5) 被災者の受入れ施設の提供及び斡旋
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 市ホームページ等による情報発信
- (8) 行政サービスの維持・継続に必要な応援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第 2 条 災害を受けた市は、相手方の市へ災害時応援要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により応援を要請し、応援を要請された市は応援活動を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、要請書の提出が困難な場合等の事由により口頭にて応援を要請したときは、後日、速やかに要請書を送付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らか場合は、それぞれの市の自主的判断により応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第 3 条 応援に要した経費は、法令その他に特段の定めのある場合のほか、原則として応援を行なった市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第 4 条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障害の状態となった場合において、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往

復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(効力の開始)

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、両市は署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年2月12日

北海道恵庭市 恵庭市長 原 田 裕

静岡県藤枝市 藤枝市長 北 村 正 平

資料 7 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（第 5 章第 3 2 節 2 関係）

昭和 61 年 5 月 30 日 消防救第 61 号
改正 平成 4 年 3 月 23 日 消防救第 39 号
改正 平成 5 年 3 月 26 日 消防救第 36 号
改正 平成 5 年 5 月 14 日 消防救第 66 号
改正 平成 6 年 4 月 1 日 消防救第 45 号
改正 平成 7 年 6 月 12 日 消防救第 83 号
改正 平成 8 年 6 月 28 日 消防救第 127 号
改正 平成 8 年 11 月 7 日 消防救第 244 号
改正 平成 9 年 3 月 19 日 消防救第 67 号
改正 平成 10 年 3 月 31 日 消防救第 47 号
改正 平成 11 年 3 月 26 日 消防救第 68 号
改正 平成 12 年 7 月 26 日 消防救第 202 号
改正 平成 12 年 12 月 25 日 消防救第 316 号
改正 平成 21 年 3 月 23 日 消防第 97 号
改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防第 190 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地(以下「ヘリ」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに附随する救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ

速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項

に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときには、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に

代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1 及び別表2 のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は、第14 項第2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。

(3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。

(4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

資料 7 2 北海道広域消防相互応援協定（第 5 章第 3 2 節 3 関係）

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- （2）当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- （3）応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。
- （2）地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- （3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- （4）応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。
- （5）その他必要な事項に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第 4 条の 2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動
(応援隊及び資機材の登録)

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第2要請または第3要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則（平成29年4月27日締結）

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（令和2年3月23日締結）

この協定は、令和2年7月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

別表

地域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、 南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、 胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、 日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、 千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、 羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、 滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、 砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌地区	札幌市
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、 大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、 稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、 遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、 釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、 とにかち広域消防事務組合

資料 7 3 緊急消防援助隊（第 5 章第 3 2 節 3 関係）

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号
改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号
改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号
改正 平成 18 年 6 月 22 日 消防応第 94 号
改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号
改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号
改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 95 号
改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号
改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号
改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号
改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号
改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号
改正 令和 4 年 6 月 24 日 消防広第 211 号
改正 令和 7 年 3 月 26 日 消防広第 308 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事

項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- （2）被災地消防団とは、被災地を管轄する消防団をいう。
- （3）指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- （4）指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- （5）航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- （6）応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- （7）受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- （8）応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- （9）代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- （10）登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- （11）登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- （12）航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- （13）C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- （14）B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- （15）N 災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- （16）進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- （17）部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市

町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 39 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- （1）都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。ただし、部隊移動等により二以上の都道府県大隊が必要となり、代表消防機関のみではその任務を遂行できない場合は、代表消防機関及び代表消防機関代行の指揮隊をもって編成する。
- （2）都道府県大隊は、迅速かつ的確な活動が行えるよう、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に編成するものとする。
- （3）大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- （4）中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- （5）小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- （6）C 災害、B 災害及び N 災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- （7）水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第41条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」、「〇〇消防本部情報統括支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、迅速な出動や情報収取等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成）

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するも

のとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(安全管理部隊の編成)

第9条 安全管理部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 安全管理部隊指揮隊は、安全管理部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 安全管理部隊は、安全管理部隊指揮隊、消火小隊、救急小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

(3) 安全管理部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 安全管理部隊」と呼称する。

(救急特別編成部隊の編成)

第10条 救急特別編成部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとするものとする。

(1) 救急特別編成部隊長は、救急特別編成部隊統括救急隊の中から指揮支援部隊調が指名するものとする。

(2) 救急特別編成部隊統括救急隊は、救急特別編成部隊長の属する消防本部の指揮隊又は救急小隊をもって編成するものとする。

(3) 救急特別編成部隊は、救急特別編成部隊統括救急隊及び金消防援助隊として出動している救急中隊又はその一部をもって編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

(4) 救急特別編成部隊は、救急特別編成部隊長の属する都道府県により「(〇〇都道府県) 救急特別編成部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第11条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第12条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(2) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(3) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(4) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第13条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び被災地消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第14条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第 15 条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第 16 条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するほか、迅速かつ的確な活動が行えるよう、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に編成し出動するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第 17 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね 1 時間以内に迅速に出動するものとする。なお、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 18 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね 1 時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。

- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

（エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動）

第 19 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

（NBC 災害即応部隊の出動）

第 20 条 NBC 災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC 災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

（土砂・風水害機動支援部隊の出動等）

第 21 条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、被災地消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

（安全管理部隊の出動等）

第 22 条 安全管理部隊は、原則として、当該部隊が属する都道府県の大隊と同時に出動するものとし、被災地において当該都道府県の大隊と連携して活動するものとする。

（航空部隊の出動）

第 23 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

（集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等）

第 24 条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び安全管理部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第 2 号及び第 3 号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されている場合は、被災地に出動する出動ルートについて、津波による二次災害に留意し、進出するものとする。なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第 25 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第26条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、被災地到着後、指揮者及び当該被災地の緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第27条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、第28条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 情報統括支援隊長は、消防応援活動調整本部の指揮支援部隊長を補佐し、被災地における災害に関する情報の管理を行うものとする。
- 5 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 安全管理部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該安全管理部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 救急特別編成部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該救急特別編成部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 12 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第28条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- （1）第1順位 指揮支援隊長
- （2）第2順位 都道府県大隊長
- （3）第3順位 統合機動部隊長
- （4）第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- （1）被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- （2）被災地消防本部、被災地消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- （3）陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) 消防庁への情報提供に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

第29条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (5) 消防庁への情報提供に関すること。
 - (6) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第30条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に消防庁職員を派遣するものとする。
 - 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に消防庁職員を派遣するものとする。
 - 4 前3項の規定により派遣された消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。
 - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- 第31条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - (2) 隊員の安全管理に関すること。
 - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
 - (5) 被災地消防本部、被災地消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。

- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第32条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長、救急特別編成部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第33条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。
- 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置、消防庁映像共有システム等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。
- 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

(活動報告等)

第 34 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式 2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第 18 条第 2 項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。

6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。

8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、第 6 項及び第 8 項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第 35 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

（1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。

（2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。

- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互、同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互及び同一安全管理部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

救急特別編成部隊に属する隊相互の無線通信は、救急特別編成部隊長の属する都道府県の主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続きや運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第38条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第39条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第40条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、被災地消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第41条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第42条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。

- (2) 緊急消防援助隊の早期受入に係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告するものとする。

第 7 章 その他

（消防本部等の訓練）

第 43 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

（緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗）

第 44 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

（その他）

第 45 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号）この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで（第 4 号を除く。）及び同条第 2 項の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 24 日消防広第 211 号）

この要綱は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日消防広第 308 号）

この要綱は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

（第 35 条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

(第33条関係)

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-800-90-49013	FAX	048-800-90-49036
メールアドレス	kinetel0113@sgurnu.go.jp			

〇〇都道府県

災害対策本部					設置場所：				
NTT回線	TEL		FAX		NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX		消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX		地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス					メールアドレス				
本部長	氏名		TEL		本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名		航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX			TEL		FAX	

〇〇市町村

災害対策本部					設置場所：				
NTT回線	TEL		FAX		NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX		消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX		地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス					メールアドレス				
本部長	氏名		TEL		本部長	氏名		TEL	

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊					設置場所：				
大隊長	所属		TEL		大隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL		統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			
後方支援本部	所属				後方支援本部	所属			
	TEL		FAX			TEL		FAX	
	メールアドレス					メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL		大隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL		統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			
後方支援本部	所属				後方支援本部	所属			
	TEL		FAX			TEL		FAX	
	メールアドレス					メールアドレス			

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-800-90-49013	FAX	048-800-90-49036
メールアドレス	kinetel0113@sgurnu.go.jp			

調整本部

調整本部					設置場所：				
NTT回線	TEL		FAX		NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX		消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX		地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス					メールアドレス				
本部長	氏名		TEL		本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL		統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			

指揮本部

指揮本部					設置場所：				
NTT回線	TEL		FAX		NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX		消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX		地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス					メールアドレス				
本部長	氏名		TEL		本部長	氏名		TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL		大隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL		統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			
後方支援本部	所属				後方支援本部	所属			
	TEL		FAX			TEL		FAX	
	メールアドレス					メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL		大隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL		統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			
後方支援本部	所属				後方支援本部	所属			
	TEL		FAX			TEL		FAX	
	メールアドレス					メールアドレス			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部

政府現地対策本部					設置場所：				
NTT回線	TEL		FAX		NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX		消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX		地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス					メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL		本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部

指揮支援本部					設置場所：				
NTT回線	TEL		FAX		NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX		消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX		地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス					メールアドレス				
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属		TEL		指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名					氏名			

航空

ヘリベース(HB)

ヘリベース(HB)					設置場所：				
NTT回線	TEL		FAX		NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX		消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX		地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス	所属		TEL		メールアドレス	所属		TEL	
HB指揮者	職・氏名				HB指揮者	職・氏名			
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL		航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名					氏名			
航空後方支援隊長	所属		TEL		航空後方支援隊長	所属		TEL	
	氏名					氏名			

フォワードベース(FB)

フォワードベース(FB)					設置場所：				
FB指揮者	所属		TEL		FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名					職・氏名			
	所属		TEL			所属		TEL	
	氏名					氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県			市区町村		
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	統括指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	人
	指揮支援隊	隊	人	水上小隊	隊	人
	情報統括支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人			
	後方支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人		
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
		人	人	人		
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

[illegible]

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号
改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号
改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号
改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号
改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号
改正 令和 4 年 6 月 24 日 消防広第 211 号

改正 令和 7 年 3 月 26 日 消防広第 308 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 応援等の要請
- 第 3 章 出動の求め又は指示等
- 第 4 章 受援体制
- 第 5 章 部隊移動及び増隊要請
- 第 6 章 応援等の引揚げの決定
- 第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第 8 章 防災関係機関との連携
- 第 9 章 応援等実施計画及び受援計画
- 第 11 章 応援に要した経費の負担区分
- 第 10 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 被災地消防団とは、被災地を管轄する消防団をいう。

- (4) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (5) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (6) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (7) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (8) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (9) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (10) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (11) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (12) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (13) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (14) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (15) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (16) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (17) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (18) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (19) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (20) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (21) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (22) 最大深度消防本部とは、地震が発生した場合の、最大深度を計測した市町村を管轄する消防本部をいう。
- (23) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都

道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前 2 項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項について、併せて報告するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1－1）。

（1）災害の状況

（2）活動を要望する地域

（3）要望する活動

（4）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長等の連絡）

第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項について、併せて連絡するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1－2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項について、併せて連絡することができるものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式 1－2）。

4 前条第 5 項の規定は、前 3 項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表Aに定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

4 前項の出動可能隊報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び被災地消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、第2項及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする。（別記様式2-3）

(長官による出動の求め、指示等)

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び被災地消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め若しくは指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合又は大きな被害の発生が見込まれるもののその状況が明らかではない場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本

部」という。)と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第 11 条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第 1 項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第 4 章 1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものとする。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあつては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第 7 条 長官は、法第 44 条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対してその旨を通知（市町村長にあつては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式 3－2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第 8 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

- 第 9 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。
- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式 2－2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。
 - 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあつては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 3－3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第 10 条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊は、別表 B に定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第 1 位の

消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。

- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。
- (4) 情報統括支援隊は、原則として、統括指揮支援隊と同一の消防本部が出動する。ただし、長官が他の消防本部に属する情報統括支援隊の出動が適当と認める場合は、この限りではない。

(航空小隊の基本的な出動計画)

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
 - (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1)

統括指揮支援隊輸送航空支援小隊は、統括指揮支援隊の輸送を任務とし、指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。

- (2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種類、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 消防庁は、各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。

- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第 13 条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第 4 章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第 14 条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が 2 以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第 44 条の 2 の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が 1 の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 4 第 6 項に規定する特定災害現地対策本部又は第 28 条の 3 第 8 項に規定する緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第 39 条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - (1) 法第 44 条の 2 第 5 項第 1 号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - (2) 法第 44 条の 2 第 5 項第 2 号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
 - (3) 法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
 - (4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、被災地消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

- (6) 第 16 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) 消防庁への情報提供に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。

8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。

9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に消防庁職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に消防庁職員を派遣するものとする。

4 前 3 項の規定により派遣された消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない

場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（情報共有等）

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置、消防庁映像共有システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況をについて動画及び静止画の共有に努めるものとする。

第 5 章 部隊移動及び増隊要請

（部隊移動の基本）

第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- （1）地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- （2）市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- （3）緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、既に出動中の都道府県大隊を構成する中隊又小隊の一部により新たに別の都道府県大隊を編成する場合、救急特別編成部隊を編成する場合その他中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

3 部隊移動を部隊単位、中隊又は小隊単位で行った場合において、部隊移動した隊に後方支援小隊が含まれないこととなるときは、当該部隊移動した隊の活動に係る補給活動等の後方支援は、部隊移動前の都道府県大隊に属する後方支援小隊が担うものとする。

（長官による部隊移動の求め又は指示）

第 20 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- （1）長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求め（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）るものとする（別記様式 6－1）。
- （2）前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6－2）。
- （3）第 1 号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、

緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6－2）。

- （4）長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6－3）。
- （5）長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－4）。
- （6）長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式6－5）。

（受援都道府県の知事による部隊移動の指示）

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- （1）受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- （2）前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- （3）受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長又は土砂・風水害機動支援部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6－6）。
- （4）受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－7）。
- （5）受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－8）。
- （6）前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－9）。
- （7）調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- （8）調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消

防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする。(別記様式 1－2)

第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第 24 条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第 25 条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式 4－1)。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第 26 条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

(1) 活動概要(場所、時間、隊数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第 1 項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の下承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の下承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第 27 条 第 25 条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 4－2）。

（帰署（所）報告）

第 28 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式 5－1、5－2）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（迅速出動の適用条件）

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 強（東京都特別区は 6 弱）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、迅速出動は適用しない。

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市

町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、情報統括支援隊、統合機動部隊、都道府県大隊及び安全管理部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式 3－1 又は 3－4）を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式 3－2）。

（迅速出動の中止）

第 33 条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動先）

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

（1）指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊及び情報統括支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎。ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府県の都道府県庁舎。

イ 指揮支援隊消

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。）

（2）統合機動部隊、都道府県大隊及び安全管理部隊

震央管轄消防本部の庁舎。ただし、震央が海域の場合は、最大震度消防本の庁舎。

（3）航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等。ただし、震央が海域の場合は、災害震度都道府県又は最大震度消防本部の航空隊基地等。

- 2 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されている場合は、被災地に出動する出動ルートについて、津波による二次被害に留意し、進出するものとする。

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、情報統括支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長、安全管理部隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第 9 章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第 39 条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

- (4) N B C 災害即部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (6) 安全管理部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (7) 救急特別編成部隊統括救急隊にかんすること。
- (8) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (9) 情報連絡体制に関すること。
- 10) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

- 第 40 条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
 - 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
 - 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第 41 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第 10 章 応援に要した経費の負担

（長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担）

第 42 条 法第 44 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- （1）受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条角帽に掲げる経費
- （2）応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

（長官の指示により出動した場合における応援経費の負担）

第 43 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- （1）消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
- （2）応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第 11 章 その他

（都道府県の訓練）

第 44 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

（都道府県の即応体制等の強化）

第 45 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にでき

る体制を確保するものとする。

- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第 46 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 24 日消防広第 211 号）

この要綱は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日消防広第 308 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表A (震度6弱(政令市等)については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。
大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されている場合は、被災地に出動する出動ルートについて、津波による二次災害に留意し、進出するものとする。

区 分	指揮支援部隊			都道府県大隊及び統合機動部隊			航空小隊	
	統括指揮支援隊 情報統括支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊 安全管理部隊	統合機動部隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
Ⅰ 最大震度7の地震の震央管轄 都道府県※1に対する措置	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県	都道府県大隊 安全管理部隊	基本計画別表第3により対応する都道府県	別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
	単県※3	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2
Ⅱ 最大震度6強(東京都特別区 は6弱)の地震の震央管轄都 道府県※1に対する措置	単県※3	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2
	複数県※4	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2
Ⅲ-ア 最大震度6弱(東京都特別区は 5強、政令市は5強又は6弱)の 地震の震央管轄都道府県※1 に対する措置	単県※3	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	複数県※4	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
Ⅲ-イ 大津波警報が発表された都道 府県に対する措置	単県※3	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	複数県※4	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
Ⅳ 噴火警報(居住 区域)が発表さ れた都道府県に 対する措置	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備 (統括指揮支援隊・航空小隊及び情報収集 航空小隊に属する。)	出動準備

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

※3 区分Ⅰ、区分Ⅱ及び区分Ⅲ-アの単県については、震度6弱(東京都特別区及び政令市は5強)以上が観測された都道府県が1都道府県の場合を指し、区分Ⅲ-イの単県については、大津波警報が発表された都道府県が1都道府県の場合を指す。

※4 区分Ⅰ、区分Ⅱ及び区分Ⅲ-アの複数県については、震度6弱(東京都特別区及び政令市は5強)以上が観測された都道府県が2都道府県以上の場合を指し、区分Ⅲ-イの複数県については、大津波警報が発表された都道府県が2都道府県以上の場合を指す。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	貝塚消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	貝塚消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
一市県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	岡山市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	岡山市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	岡山市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

(頁11条関係)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊輸送航空小隊	情報収集航空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等								
北海道		青森県 宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県	
青森県	仙台市	岩手県 宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	群馬県		
岩手県	仙台市	青森県 宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	群馬県		
宮城県		岩手県 山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	新潟県	
秋田県	仙台市	岩手県 宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県 宮城県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県 栃木県	岩手県	山形県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都	千葉県		
茨城県	東京都	栃木県 埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	山梨県	
栃木県	東京都	茨城県 埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	山梨県	
群馬県	東京都	栃木県 埼玉県	茨城県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京都	茨城県 栃木県	福島県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	静岡県	
千葉県	東京都	茨城県 埼玉県	栃木県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	静岡県	
東京都		埼玉県 山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	静岡県	
神奈川県		埼玉県 山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	静岡県	
新潟県	仙台市	埼玉県 富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京都	長野県		
富山県	仙台市	埼玉県 新潟県	東京都	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	
石川県	名古屋市	埼玉県 富山県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
福井県	名古屋市	富山県 滋賀県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	
山梨県	東京都	埼玉県 静岡県	栃木県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	静岡県	愛知県	
長野県	東京都	埼玉県 山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	
岐阜県	名古屋市	福井県 京都府	富山県	石川県	長野県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
静岡県	名古屋市	埼玉県 山梨県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	静岡県	愛知県	三重県	
愛知県		滋賀県 京都府	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	
三重県	名古屋市	岐阜県 京都府	滋賀県	福井県	岐阜県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	
滋賀県	名古屋市	福井県 兵庫県	石川県	岐阜県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	
京都府		滋賀県 兵庫県	福井県	岐阜県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	
大阪府		京都府 兵庫県	福井県	名古屋市中区	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	
兵庫県	大阪市	京都府 岡山県	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県		
奈良県	京都府	滋賀県 和歌山県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	大阪府	兵庫県	神戸市	徳島県		
和歌山県	大阪市	徳島県 高知県	三重県	滋賀県	奈良県	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山県		
鳥取県	和歌山県	京都府 島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	広島県	香川県		
島根県	和歌山県	京都市 鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県		
岡山県	広島市	京都市 広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥取県	徳島県	香川県	愛媛県		
広島県		岡山県 高知県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県	福岡県	北九州府	
山口県	広島市	愛媛県 高知県	鳥取県	岡山県	岡山県	広島県	福岡県	北九州府	大分県		
徳島県	大阪市	愛媛県 高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山県	広島県	香川県		
香川県	広島市	徳島県 高知県	大阪府	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	愛媛県		
愛媛県	広島市	広島県 高知県	岡山県	岡山県	山口県	徳島県	香川県	北九州府	大分県		
高知県	広島市	徳島県 愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	山口県	香川県		
福岡県		高知県 大分県	岡山県	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
佐賀県	福岡市	高知県 長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州府	佐賀県	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県 大分県	広島市	山口県	北九州府	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県		
熊本県	福岡市	高知県 大分県	鹿児島市	山口県	鹿児島市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県		
大分県	福岡市	愛媛県 高知県	広島市	山口県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県		
宮崎県	福岡市	高知県 鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県		
鹿児島県	福岡市	高知県 宮崎県	鹿児島市	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県		
沖縄県	福岡市	高知県 鹿児島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県		

※ 東京: 東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊: 宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	出動準備航空小隊												
北海道	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	静岡市
青森県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
岩手県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	静岡市
宮城県	北海道	札幌市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	浜松市
秋田県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
山形県	北海道	札幌市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	静岡市
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	静岡市
富山県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	三重県	滋賀県	大分県	兵庫県	神戸市	神戸市	神戸市
石川県	群馬県	東京都	新潟県	山梨県	静岡県	三重県	滋賀県	大分県	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京都	横浜市	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山県
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	京都府	大阪市	大阪市
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都府	大阪市	大阪市
岐阜県	群馬県	埼玉県	東京都	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	大分県	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県
愛知県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大分県	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京都	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	兵庫県	岡山県	徳島県	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京都	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	徳島県
京都府	東京都	富山県	石川県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山県	徳島県	香川県	高知県	高知県
大阪府	東京都	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山県	広島県	香川県	高知県	高知県
兵庫県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥取県	広島県	広島県	香川県	高知県	高知県
奈良県	東京都	富山県	石川県	福井県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山県	香川県	高知県	高知県
和歌山県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山県	香川県	高知県	高知県
鳥取県	東京都	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山形県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	佐賀県
鳥取県	東京都	三重県	大阪府	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県	大分県
岡山県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪府	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県	熊本県
広島県	東京都	滋賀県	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県	大分県
山口県	東京都	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	徳島県	宮崎県	鹿児島県	鹿児島県
徳島県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	鳥取県	岡山県	岡山県	福岡市	北九州市	佐賀県
香川県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	和歌山県	鳥取県	鳥取県	福岡市	北九州市	佐賀県	佐賀県
愛媛県	東京都	滋賀県	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	鳥取県	福岡市	北九州市	大分県	大分県
高知県	東京都	滋賀県	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	鳥取県	福岡市	北九州市	大分県	大分県
福岡県	東京都	滋賀県	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥取県	岡山県	岡山県	福岡市	北九州市	佐賀県
佐賀県	東京都	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	福岡市	北九州市	佐賀県
長崎県	東京都	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	福岡市	北九州市	佐賀県
熊本県	東京都	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	福岡市	北九州市	佐賀県
大分県	東京都	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	福岡市	北九州市	佐賀県
宮崎県	東京都	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	福岡市	北九州市	佐賀県
鹿児島県	東京都	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	福岡市	北九州市	佐賀県
沖縄県	東京都	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	福岡市	北九州市	佐賀県

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都府、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第 報)	
〇〇 年 月 日 時 分		

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

	部 隊 名	連 絡 事 項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	情報統括支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	
	安全管理部隊	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第 報)
〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	情報統括支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		
安全管理部隊		

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消 防 長 } 殿

送付先:						

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	○○ 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
災 害 名	
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	○○ 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 石油コンビナート等

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	【隊の指定情報】	

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	情報統括支援隊	
	航空指揮支援隊※1	
航空部隊	航空小隊※1	
	航空後方支援小隊※1	
統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		
安全管理部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時 分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	(統合機動部隊) 時 分
		(都道府県大隊) 時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	()	()	()	()	
消火小隊	()	()	()	()	
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台
救急小隊	()	()	()	()	
後方支援小隊	()	()	()	()	
通信支援小隊	()	()	()	()	
特殊 装備 小隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	中型水陸両用車: 台
		()	()	()	
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】					
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台					
合 計	()	()	()	()	

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名								
隊の種類別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊			： 頃			：	
	指揮支援隊			： 頃			：	
	情報統括支援隊			： 頃			：	
	航空指揮支援隊※1			： 頃			： <航空隊名、同時出動可否>	
航空部隊	航空後方支援小隊※1			： 頃			：	
	航空小隊※1			： 頃			： <機体愛称>	
土砂・風水害機動支援部隊	指揮隊			： 頃			：	
	救助小隊							水陸両用バギー： 台
	特殊装備小隊							重機： 台
	特殊装備小隊							中型水陸両用車： 台
	後方支援小隊							
【その他特殊な装備品の情報】								
高機能救命ボート： 艇 、 救命ボート(船外機有)： 艇 、 救命ボート(手こぎ)： 艇 、 水上オートバイ 台								
合 計								
	指揮隊			： 頃			：	
	合 計							

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

※2 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なかを備考に記載すること

※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動準備の解除連絡

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消 防 長 } 殿

送付先:

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	○○ 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【都道府県人隊】
	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【航空小隊】
	【統合機動部隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所	都道府県		市区町村	
災害名				
災害の状況				
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等	
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)	
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用	
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分			

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	情報統括支援隊		
	航空指揮支援隊	応援先	進出拠点
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
統合機動部隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			
安全管理部隊		応援先	進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 } 殿
受援市町村の長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長

殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長

送付先:

--	--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分		求め	指示
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出動先	第34条に定めるとおり		

区分		指揮支援部隊		都道府県大隊 安全管理部隊		航空小隊	
		統括指揮支援隊 情報統括支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
		(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第2 により対応する都 道府県)	(基本計画別表第3 により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
※対象区分に●							
I 最大震度7	単	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要 な隊が迅速出動 出動する隊	
I 最大震度7	複	迅速出動		迅速出動			
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	単	迅速出動				長官の要請 に基づき必要 な隊が迅速 出動する 隊	
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	複	迅速出動					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長 } 殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
 応援市町村の長 }

送付先:

--	--	--	--	--	--	--	--

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
出動日時 ^{※1}	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時: 都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時	救出場所※2	救助人数	備 考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、○○県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時	救出場所※4	救助人数	備 考
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

☐ 了承します。

☐ その他

部隊移動に関する意見	

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
 応援市町村の長 }

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 (※下記に指定する隊)
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	情報統括支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
統合機動部隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			
安全管理部隊			

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------

部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事
 部隊移動先の市町村の長 } 殿

消 防 庁 長 官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め
 又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部 隊 名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	情報統括支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
統合機動部隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			
安全管理部隊			

現 在 の 出 動 先	都道府県	市区町村
-------------	------	------

部 隊 移 動 先	都道府県	市区町村
-----------	------	------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長
部隊移動先の市町村の長 } 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県○○市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ
部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 }
 応援市町村の長 } 殿

送付先:

--	--	--	--	--

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示（指示の根拠：消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添（別記様式6-6）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

(第18条関係)

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援隊 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49038
地域衛星回線	TEL	048-300-50-49C10	FAX	048-300-90-49038
メールアドレス	sinenla011@sofuku.go.jp			

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所				
NTT回線	TEL		IAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TFI	
航空運用副班長	所屬		職・氏名	
	TEL		FAX	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

〇〇都道府県大隊				
大隊長	所屬		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所屬		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所屬			
	TEL		FAX	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬		TFI	
	氏名			
統合機動部隊長	所屬		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所屬			
	TEL		FAX	

調整本部

災害対策本部(広域応援隊 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49038
地域衛星回線	TEL	048-300-50-49C10	FAX	048-300-90-49038
メールアドレス	sinenla011@sofuku.go.jp			

調整本部

設置場所				
NTT回線	TEL		IAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TFI	
航空機動支援隊長	所屬		TEL	
	氏名			

指揮本部

設置場所

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所屬		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所屬			
	TEL		FAX	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬		TFI	
	氏名			
統合機動部隊長	所屬		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所屬			
	TEL		FAX	

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部

設置場所

NTT回線	TEL	IAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	職・氏名	TFI

指揮支援本部

設置場所

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
指揮支援本部長	所屬	TEL
(指揮支援隊長)	氏名	

航空

ヘリベース(HB)

設置場所

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	所屬	TEL
HB指揮者	職・氏名	
航空機動支援隊長	所屬	TEL
航空機動支援隊長	氏名	
航空後方支援隊長	所屬	TEL
援隊長	氏名	

フォワードベース(FB)

設置場所

FB指揮者	所屬	TEL
	職・氏名	
	所屬	TEL
	氏名	